

## 使用料等のあり方に関する基本方針

平成 1 7 年 1 1 月  
越 谷 市



## <目次>

1	現状と課題	1
2	使用料等と受益者負担	1
	(1) 使用料	1
	(2) 手数料	1
	(3) 受益者負担	1
3	使用料等と受益者負担の割合	3
	(1) サービスの分類	3
	(2) 公費負担と受益者負担の割合	5
	(3) 越谷市における受益者負担	6
4	原価の算定	7
	(1) 原価の基礎	7
	(2) 原価の算定方法	8
5	使用料等の額の算定	9
	(1) 使用料	9
	(2) 手数料	9
6	使用料等の減免のあり方	10
	(1) 使用料	10
	(2) 手数料	11
7	使用料等の改定方式	12
	(1) 使用料等の見直し時期	12
	(2) 使用料等の適正化	12

## 1 現状と課題

バブル崩壊以降、日本経済はいまだかつて経験のない長期的な低迷状態にあり、国の財政状況は、累次の経済対策など景気回復に向けた諸施策に伴う歳出の増大や大幅な減税の実施等により、一段と悪化している。

さらに、少子・高齢化の急速な進展に伴う経費の増大等、国の財政を取り巻く環境はますます厳しさを増していくことが予想される。

地方においても、大幅な財源不足の状況にあり、また、国における「三位一体の改革」に伴い地方交付税が大きく縮減されるなど、地方財政を取り巻く環境はかつてない厳しい状況にある。

このような状況の中、越谷市では健全な財政運営を維持していくため、使用料、手数料等のいわゆる公共料金といわれる歳入の見直しに着手したところである。

越谷市においても、近年の財政状況を見ると、非常に厳しい状況であり、本来料金収入で賄わなければならない事業であるにもかかわらず、料金収入では足りず、一般会計からの繰入金で事業を維持しているものが存在する。特に下水道使用料にあつては、料金設定後、一度も抜本的な見直しを行ったことがなく、平成15年度決算では汚水と雨水をあわせて約40億円も繰り入れている。このうち、本来使用料で賄うべきであるにもかかわらず、一般会計から繰り入れている額（基準外繰入）は約20億円にも上っている。

以上のことから、今後ますます厳しさを増す財政状況において、総合振興計画において掲げている将来都市像を着実に実現していくためには、いわゆる公共料金の見直しは避けては通れないものと考えられる。

この基本方針は、越谷市においては現在のところ料金設定の基本方針が確立されていない公共料金のうち、そのほとんどを占める使用料及び手数料のあり方等について検討した結果をまとめたものである。

## 2 使用料等と受益者負担

### (1) 使用料

地方自治法第238条の4第4項の規定による許可を受けてする行政財産の使用又は公の施設の利用につき徴収する金銭である。

なお、一般の公共用財産は、収益を目的とするものではないことから、当該財産又は公の施設につき必要とする経費を賄うに足りる額をもって限度とすべきものである。

### (2) 手数料

地方公共団体の事務で特定の者のためにするものにつき、その対価として徴収する金銭である。

なお、手数料の金額は、当該事務に要する経費と当該役務の提供から受ける特定の者の利益とを勘案して定めるべきものである。

### (3) 受益者負担

公共サービスの提供によって、特別の利益を受ける者から、平等の原則上受益の限度内でその利益を公共に返還させ、それによって、公共サービスに要する費用の一部を賄おうとするものであり、

それが適切に運用されるならば、事業資金の財源が増加し、受益者負担のない場合に比較し、より多くの公共サービスの提供が可能になり、公共事業の施行による受益の公平を期することができることとなる。

性格的に受益者負担金として強制的に課徴される点で、租税負担に似ているが、租税負担が公共一般の利益を前提にして、主として能力に応じて課することとしているのに対して、受益者負担は、具体的な個々の公共財のもたらすサービスによる特別の利益の存在を前提として利益の程度に応じて負担させるものとしている点で差異がある。

### 3 使用料等と受益者負担の割合

前記2-(1)～(3)からわかるように、使用料及び手数料は広義には受益者負担に含まれる。

しかし、行政が提供するサービスは、義務教育施設や道路等の市民の日常生活に必要不可欠なものから、利用等そのものが特定の者に限定されるものまで多岐にわたっているため、受益者負担の原則に基づいて一律に料金を設定することはできない。

したがって、以下のとおり提供するサービスを幾つかに分類し、その分類ごとに公費負担と受益者負担の割合を設定するべきであると考えられる。

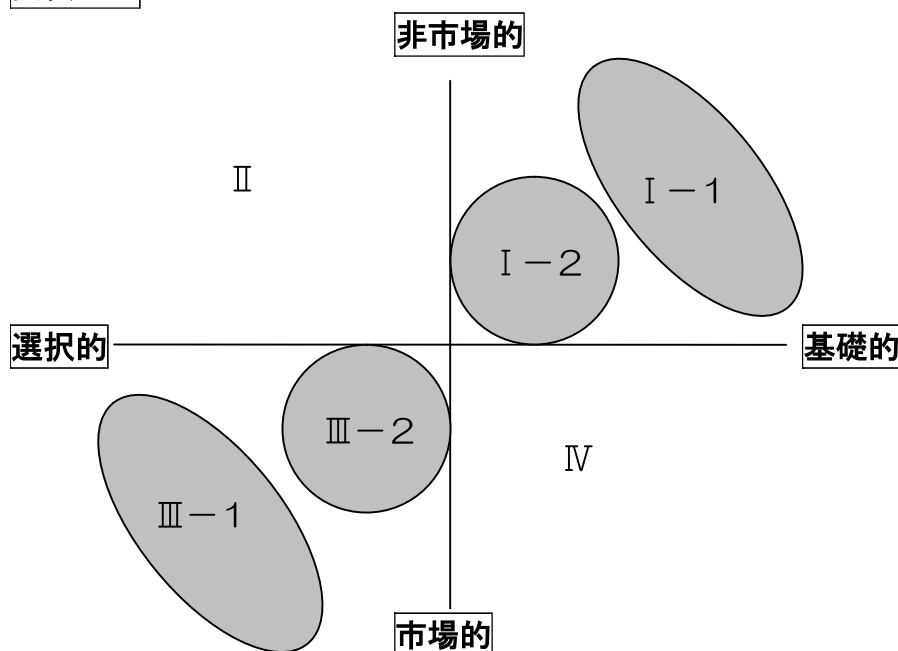
#### (1) サービスの分類

サービスの目的や機能について、公共性の強さや日常生活上の必要性、民間においても提供されているものであるかどうかなど、サービスの性質によって以下の基準で分類する。

- 基礎的サービス** → 日常生活において、ほとんどの人に必要とされるサービス
- 選択的サービス** → 生活や余暇をより快適で潤いのあるものとし、特定の者に利益を供するサービス
- 市場的サービス** → 民間でも供給されており、行政と民間が競合するサービス
- 非市場的サービス** → 市場では提供されにくく、主として行政が提供するサービス

また、これらの分類を、公費負担と受益者負担の割合を導き出すために、さらに次のように分類する。

図表一 1



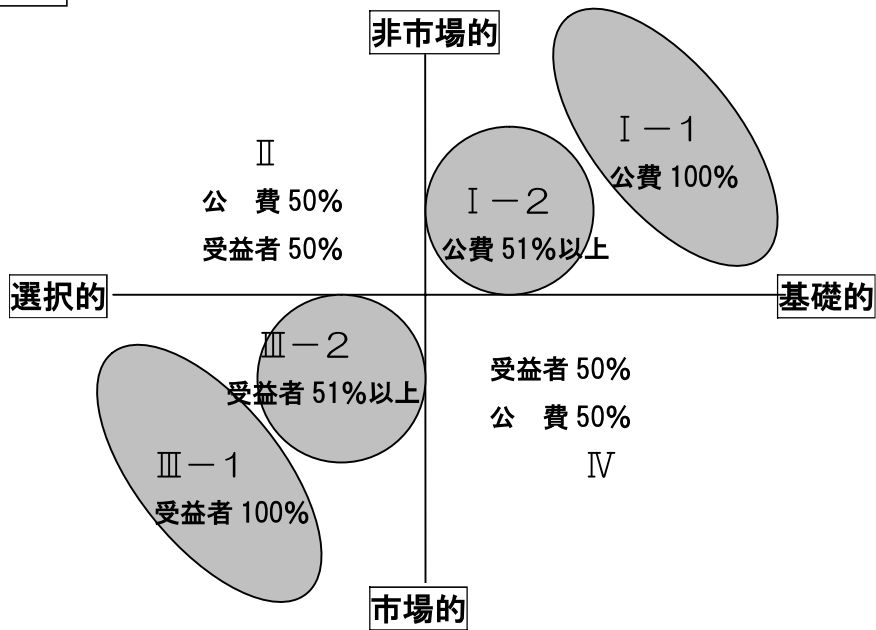
- I-1 → 義務的なもの或いは市民の日常生活にとって必需的なもので、主として行政が提供するサービス  
【例】道路、公園、義務教育施設、図書館等
- I-2 → 基礎的ではあるが選択性もあり、行政で基盤整備を行うが、利用者による自己選択ができるサービス  
【例】障害福祉施設、高齢者福祉施設等
- II → 生活や余暇を快適に過ごすもの、或いは特定の市民の利益に供するもので、主として行政が提供するサービス  
【例】体育館、運動場、集会・地域活動施設
- III-1 → 生活や余暇を快適に過ごすもの、或いは特定の市民の利益に供するもので、行政と民間が競合して提供しているサービス  
【例】保養施設、ホール、テニスコート、プール、ジム、駐車場、文化施設
- III-2 → 市場的、選択的ではあるが、比較的民間では提供されにくいサービス
- IV → 市民の日常生活にとって必需的なもので、行政と民間が競合して提供するサービス  
【例】住宅関連施設、保育所等児童福祉施設

(2) 公費負担と受益者負担の割合

公費負担と受益者負担の割合は、同じ分類のサービスであっても、その内容により必需的・義務的なものであるか、又は選択的・任意的なものであるかによって額に差を設けることが望ましいと考えられる。そこで、それぞれの区分に幅を持たせ、受益者負担の割合を次のとおり設定する。

- I-1 → 主に公費負担とすべきもの  
【公費負担100%（無料）、受益者負担0%】
- I-2 → 公費負担を受益者負担より多くすべきもの  
【公費負担51%以上、受益者負担49%以下】
- II・IV → 公費と受益者の負担割合を概ね半々とすべきもの  
【公費負担50%、受益者負担50%】
- III-1 → 主に受益者負担とすべきもの  
【公費負担0%、受益者負担100%】
- III-2 → 受益者負担を公費負担より多くすべきもの  
【公費負担49%以下、受益者負担51%以上】

図表-2





### (3) 越谷市における受益者負担

以上の考え方に基づき、越谷市が提供しているサービスに対する使用料等（受益者の負担額）は、原則として次に掲げる方針により決定することが妥当であると考えられる。

- ① **I-1**の範囲に位置するサービス（日常生活において、ほとんどの人に必要とされるサービス（基礎的サービス）及び市場では提供されにくく、主として行政が提供するサービス（非市場的サービス）の性格がそれぞれ濃いサービス）については、原則無料とする。
- ② **I-2**の範囲に位置するサービス（基礎的サービス・非市場的サービスの性格は有しているが、それぞれの性格がそれほど濃くないサービス）は、原則公費負担の割合を51%以上とする。
- ③ **II及びIV**の範囲に位置するサービス（非市場的であり、かつ、選択的なサービス及び基礎的であり、かつ、市場的なサービス）は、原則公費負担及び受益者負担の割合をそれぞれ50%とする。
- ④ **III-2**の範囲に位置するサービス（選択的サービス・市場的サービスの性格は有しているが、それぞれの性格がそれほど濃くないサービス）は、原則受益者負担の割合を51%以上とする。
- ⑤ **III-1**の範囲に位置するサービス（選択的サービス及び市場的サービスの性格がそれぞれ濃いサービス）は、原則受益者負担の割合を100%とする。

## 4 原価の算定

### (1) 原価の基礎

使用料等の原価として特定の受益者が負担すべきものは、次に掲げるものが考えられる。

なお、原価計算を行うにあたっては、前年度の決算統計作成の際に用いた数値を使用する。

また、前提条件として、施設の稼働率は100%とする。

#### ① 人件費

対象となる人件費は、施設の管理運営や事務に直接関係する「直接人件費」、課共通業務に係る「間接人件費」及びこれらに係る「臨時職員の賃金」とする。

なお、「直接人件費」及び「間接人件費」については、当該年度の「モデル生涯人件費（概算）」の職員平均単価を用いて算出する。

#### ② 事業費

当該事業に係る事業費で、決算書又は予算要求書その他の資料から算定する。

具体的には、賃金（臨時職員等に係るもの）、需用費（消耗品費、印刷製本費、光熱水費・燃料費、修繕料）、役務費（通信運搬費、保険料）、委託料（施設の管理委託料等）、使用料及び賃借料（パソコン等のリース料等）、その他受益者が負担すべきと考えられる当該建物の維持管理や運営に係る経費（報償費等）。

#### ③ 間接経費

間接経費として考えられるものは、「情報処理関係費用」、「庁舎の維持管理経費」及び「管理部門の経費」があるが、「庁舎の維持管理経費」及び「管理部門の経費」については、全庁的な費用として考え、対象とはしない。

なお、「情報処理関係費用」については、業務系の支援システムに係る費用（保守、開発及び運用費とし、庁内LANの費用は全庁的な費用として考え、対象としない。）を対象とし、各事業に配賦する。

#### ④ 減価償却費

過年度において取得した、事業に直接必要とされる固定資産のうち、所得税法施行令第6条（減価償却資産の範囲）第1号から第7号までに規定するもの（建物、機械、車両、工具、備品等）で、取得価格が1,000万円以上のものを対象とする。

また、減価償却の方法は、定額法を採用し、耐用年数及び残存割合は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令の規定を準用する。

なお、耐用年数の一例を挙げると、次のとおりとなる。

- ・ 建物（鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄筋コンクリート造のもの） → 50年
- ・ 建物付属設備（エレベーター等） → 17年
- ・ 車両及び運搬具（特殊自動車：消防車、救急車等） → 5年

## (2) 原価の算定方法

### ① 使用料

使用料の原価算定方法については、原価の基礎を合算し、これを当該施設の総面積・年間使用可能時間で除し、1 m<sup>2</sup>・1 時間あたりの原価を計算した上で、貸出面積・貸出時間に応じた原価を算出することとする。

#### <算式>

使用料原価 = (人件費 + 事業費 + 間接経費 + 減価償却費) ÷ 施設総面積 ÷ 年間使用可能時間 × 貸出面積 × 貸出時間

※ 原価の算定にあたり、施設の稼働率の状況により、そのサービス提供に要する変動経費の影響を考慮する必要がある施設（宿泊施設等）の場合には、複数年における経費の推移を把握した上で、実態に即した算定指標を検証するものとする。

### ② 手数料

手数料の原価算定方法については、1 分あたりの人件費に処理時間を乗じたものに、人件費以外の費用を処理件数で除したものを加え、事務 1 件あたりの原価を算出することとする。

#### <算式>

手数料原価 = 1 分あたりの人件費 × 処理時間 + 人件費以外の費用 ※ ÷ 処理件数

※ 人件費以外の費用：事業費、減価償却費

## 5 使用料等の額の算定

### (1) 使用料

4- (2) の原価計算により算出された額がサービスを提供するために必要な額であるが、最終的に使用料等の額を決定するためには、3- (3) の「越谷市における受益者負担」の考え方を踏まえたうえで、市民生活への影響、近隣自治体の状況等を考慮する必要がある。

さらに、施設使用料にあつては施設の設置目的、規模、性格、立地条件、管理運営のあり方等を、道路占用料にあつては固定資産の評価をそれぞれ考慮する必要がある。

なお「受益者負担」を踏まえた使用料の目安の算定は、以下の算式により行う。

<算式>

$$\text{使用料の目安} = \text{原価} \times \text{サービスの性質別受益者負担割合}$$

### (2) 手数料

使用料と同様、最終的に手数料の額を決定するためには、3- (3) の「越谷市における受益者負担」の考え方を踏まえたうえで、市民生活への影響、近隣自治体の状況等を考慮する必要がある。

なお、同種・類似の事務であっても、複数の課において取り扱っている場合、当該事務に要する労力や経費は、それぞれの課ごとに異なるが、市民の立場から見れば同種・類似の事務に係る手数料は、同額であることが望ましいと考えられるため、統一単価とする。

また、法令等に基づき、額を定めている手数料については、それぞれ関係する法令等の改正にあわせて額を改定する。

## 6 使用料等の減免のあり方

### (1) 使用料

#### ① 減免の現状

施設使用料については、原則有料としている施設が多いが、施設によっては、設置者である市が使用する場合や特定の団体が公益のために使用する場合等、特別な場合は使用料を減免できることとなっている。

なお、減免の主な目的は次のとおりとなっており、施設ごとに設置目的を踏まえたうえで、減免の幅を決定している。

- ㊦ 政策推進のため
- ㊧ 経済的支援のため
- ㊨ 公益上の必要性のため

#### ② 減免の問題点

①に挙げた目的により各施設において使用料を減免しているが、負担の公平性・公正性の観点から見ると次のような問題点が考えられる。

##### ㊦ 【受益者負担の原則が損なわれる】

公共施設の使用料は、民間施設と比較すると一般的には低額に設定されていることから、さらに減免することによって受益者負担の原則が損なわれるおそれがある。

##### ㊧ 【受益が偏る】

減免の適用範囲を広げることにより、負担の公平性が確保できず、受益が偏ってしまう。特に、市から補助金等により財政的援助をしている団体等にあつては、減免することにより、いわゆる二重の補助となり、他の者との経済的負担の格差がさらに広がってしまう。

##### ㊨ 【行政への依存化傾向が強くなる】

減免の適用範囲を広げることにより、必要以上に行政への依存化傾向が強くなり、使用者の自立・自助を妨げるおそれがある。

##### ㊩ 【減免の既得権益化】

一度減免とすると、減免が既得権益化してしまい、後に使用料を徴収することが難しくなる。

#### ③ 減免の基本方針

市の施設を維持管理していくためには、管理要員の人件費をはじめ、電気、水道、ガス等の光熱水費や清掃、修繕等の費用が必要となるが、使用料を減免すればその分これらの経費を税金で賄わなければならない。

しかしながら、税金を支払っている市民の中には市の施設をほとんど利用しない人も存在することから、自分の支払った税金を自分が使用していない施設の維持管理費に充てられてしまい、

負担の公平性が損なわれることとなる。

このような状況を踏まえたうえで、前述②の問題点を解決していくためには、いかなる施設であっても、原則として2-(3)の「受益者負担の原則」の考え方に基づき、使用料を徴収する必要がある。そして、そのうえで、施設の設置目的に応じ、政策推進、経済的支援、公益上の必要性等を考慮し、具体的な適用基準を明確にして減免の対象としていく必要がある。

なお、本市の減免の基本方針は、次のとおりとする。

【減免の基本方針】

- ㊦ 市の執行機関又は当該施設を管理する財団法人等が使用する場合 免除
- ㊧ 市の執行機関が認める団体等が公共的な理由により使用する場合 減額
- ㊨ 越谷市障害者等の利用に係る公の施設使用料減額条例に規定する障害者、その介護者又は障害者団体が使用する場合 減額
- ㊩ 前各号に準ずる場合で特に必要があると認めるとき 減額

(2) 手数料

手数料についても、法令等に特別の定めがある場合を除き、使用料と同様の取り扱いとする。

## 7 使用料等の改定方式

### (1) 使用料等の見直し時期

施設の維持管理経費や事務処理に要する経費に基づき、使用料等を適正な額で設定しても、状況の変化等により実勢にそぐわなくなった場合には、当然にその見直しが必要となる。しかし、本市のこれまでの状況をみると、本来見直すべき時期に何らかの事情により見直しをせずに、現在に至っている例が見受けられる。

一旦見直しの時期を見逃してしまうと、使用料等の額を適正なものとするためには、引き上げの幅を大きくしなければならず、場合によってはそれができずに、適正な額の維持が難しくなってしまう。

したがって、使用料等の適正な額を維持するためには、一定の期間ごとに見直しを行うという仕組みを確立する必要がある。

具体的には、使用料等の額を3年ないし5年ごとに見直すこととする。その結果、改定の必要がある使用料等については、改定を行うこととする。

### (2) 使用料等の適正化

使用料等の額を適正に維持していくためには、まずは額の設定当初において適正な額であることが必要である。そして、適正に設定された使用料等を、それぞれの担当課が責任を持って定期的に見直す必要がある。

なお、使用料等の額の設定等にあたり、行政だけの判断で決定してしまうことが妥当でない場合、たとえば、客観的な立場で意見をいただき、その意見を尊重した上で決定すべきものについては、附属機関等を設置し、活用することもひとつの方法である。